

あきらめない！これから本番

第9回ニッコリ会・下関 総会報告

6月15日、第9回ニッコリ会・下関をロクスひよりやま（旧下関労働教育センター）で開きました。議長は中井淳さん。報告は鋤野より総会議案をもとに提案しました。黒井産業廃棄物不法投棄については全市議宛の調査依頼の取り組みを初め、熊本一規先生の講演会に取組んだこと等の報告について種々議論の末、市議会でもまだ取り上げられないことは大変に残念であること。朝鮮学校の補助金復活の取り組みにしても戸塚悦朗先生を招いての講演会から弱者の人権がいかに政府により不当に国際条約も憲法も無視しているか、それに取組めば解決の方向のあることを学びました。会計報告は福田富美子さんより行い、会計監査報告は馬嶋英子さんからとても正確に記帳整理されていることが報告され、全員から了承されました。また方針案についても参加者全員で確認し合いました。（なお、参加者9名、議長一任の委任者9名）方針について以下のとおりです。

1. 黒井産業廃棄物不法投棄について

- ・現地を掘削して内部を明らかにする

下関市の違法行為について黒井現地の「小山」を重機で掘削して中から産業廃棄物を掘り出して、市が言うような「廃棄物はきわめて僅少」が虚偽であることを明らかにし、土壤汚染調査も行うことについて現地で行政に立ち会いを求め、動画収録すること。

- ・刑事告訴中の被害者の金山三郎氏を支援

金山さんが前田晋太郎下関市長を廃掃法や刑事告訴法等の違反行為があるとして刑事告訴している件について支援すること。

- ・損害賠償裁判をあきらめない

を確認しました。

【解説】金山三郎さんは在日コリアン二世で、ご両親と兄弟姉妹の労苦、血と汗の結晶である黒井の山林開発地が、下関市のずさん極まりない廃棄物管理行政によって詐欺、不法投棄、不動産侵奪等の犯罪被害が明らかであるにもかかわらず、不問のままに放置され、売ることもできない“死に土地状態”にされています。本来、法律を守るべき行政や検察によって解決されることなく16年目に入りました。

下関市によって「法の下での平等」がおかされています。これは一人金山三郎個人の被害の問題だけでなく、下関市は自ら責任を有する廃棄物管理業務において不法投棄について調査し違法行為があれば警察とも連携して指導や告発をすべきであるにもかかわらず、何ら指導も告発も行って来ませんでした。むしろ自らが不法行為をしていることが明らかになっています。つまり黒井の問題は決して個人問題ではなく、市がからんだ行政の組織的

犯罪といえるでしょう。そのために公開質問状回答への説明を求めて対座しての話し合いを求めた私達に窓口で立ったままの無礼な対応をしたものでしょう。話し合えば自らの不法行為の数々がボロボロと出て来ることは明らかだったからです。

被害者としての金山さんの人権が法によって守られなければなりません、法を無視する下関市によって人権が踏みにじられているのです。

これは市にとって不都合であれば誰でもがその人権を踏みにじられることを示しています。黒井不法投棄問題は下関市が法を無視してごく一部の者の利益を守り、被害者市民を守らないことを示しています。

私達は 廃棄物管理の責任と義務を有する下関市が廃棄物処理法等に則った行政を求めます。法に基づいて仕事をすべき市が法を無視しています。金山さんが不法投棄被害にあい、下関市から受けて来たのは被害者の権利を守るのではなく、法を捻じ曲げて加害者側に立ち、被害者個人に自己解決を求めたままで犯罪行為を放置していることです。

市が「廃棄物はきわめて僅少」というのならば、「小山を掘削」してその不正を明らかにしようと決断し計画を進めています。ぜひとも私達も力を合わせて、議員や他の市民にも呼びかけていきましょう。

1. 朝鮮学校補助金復活を求める闘い

・ 朝鮮学校は国際ヒューマンライツ条約から見れば無償化対象だった

戸塚悦朗先生の著作等から実は私たちが見落としていた重大な国際法上の規定を知ることになりました。日本が1979年に国連の社会権規約、自由権規約を批准した時から「初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」（社会権規約第13条第2項(a)）や子どもの権利条約では「締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。」（子どもの権利条約第28条第1項(a)）等となっていることです。

・ しかし、無償化どころかわずかな補助金すらカットして12年目となりますが、これは明らかに国際ヒューマンライツ条約の無視、違反ではないでしょうか。

・ 日本政府は各ヒューマンライツ条約に付随する個人通報制度を拒否し、国内法だけで対処し、国際法を無視し続けて来ています。それは憲法の条約順守義務（憲法第98条第2項）にも反しており、政府の国際法と憲法違反は明らかです。

・ 子ども基本法施行をふまえて

子どもの権利条約批准（1994年）から28年目に制定され、昨年4月1日に施行された子ども基本法。その内容は憲法と子どもの権利条約をふまえてつくられたとされ、基本理念の第1が「すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。」となっています。つまり外国人の子どもも基本的な人権が守られ、差別されないこととなっており、憲法下、画期的な国内法規定となっており、朝鮮学校に通う子どもへの差別は許されません。

・ 現実はまだに補助金問題ですら差別が継続しており、県はそれを差別とは認めず、「総合的に見て県民の理解が得られない」と言っていますが、子ども基本法の基本理念に反することは明らかです。憲法と子どもの権利条約に基づく子ども基本法で子どもの基本的人権が守られるように学校とオモニ会からの要求を勝ち取っていかねばなりません。

朝鮮学校支援を

・この12年間、一切の公的支援がないままに在日同胞の支援を中心に日本人も一緒になって、朝鮮学校を支援して来ていますが、大変苦しい学校運営が続いています。ぜひとも子どもの学ぶ権利の侵害を無くすために毎月一口千円のサポート運動にも協力していきましょう。

朝鮮学校は本来無償化することが出来たにもかかわらず、して来なかった日本政府の責任が問われます。ネットで取り上げました。

[ニッコリ会・下関 \(ameblo.jp\)](http://ameblo.jp/nickori)

3.新役員は留任です。新年度もどうぞよろしくお願いします

【世話人】は鋤野保雄（代表）、福田富美子（会計）、中井淳、金山三郎 【会計監査】馬嶋英子

新年度の朝鮮学校支援行動

毎月第2水曜日は山口県庁への抗議行動と随時、朝鮮学校支援チラシ街頭配布等を行う。支援カンパを行う。

◎坑口を開けよう！スタート集会

7月15日（月・祝）長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会は“坑口を開けよう！”を目標に14:00~14:30集会、14:30~16:30坑口付近の草刈りと清掃活動を行います。ぜひともご協力ください。

問合せ先：090-4803-5319（井上）Mail：zenken@aqua.plala.or.jp

◎関東大震災朝鮮人虐殺を忘れない集会

8月31日（土）下関市民活動センター

13:30~15:30 関東大震災朝鮮人虐殺の様々な証言（本『関東大震災朝鮮人虐殺・東京地区1100の証言』西崎雅夫編著）をお知らせし、政府が証拠はないというのがいかに虚偽であるかを知って行きましょう。 資料代500円 主催：ニッコリ会・下関 問合せ先：090-4898-0128（鋤野）

● 総会後に映画『アリラン峠を越えて』（監督・伊藤孝司）を鑑賞

北朝鮮で日本軍「慰安婦」についてのドキュメンタリィで伊藤さんが三度、国交のない北朝鮮のハルモニを訪ね、国家や民族を超えて人間同士の信頼の心が伝わるものでした。あらためて日本の侵略の実相の一端を見つめることができました。

● 金山さんPC練習中 ♡

先に2月の講演会に来ていただいた熊本一規先生から金山さんにPCと接続費用として多額なカンパを送っていただきました。ありがとうございました！！金山さんにPCを使いこなしてさらに前進してほしいという思いが込められています。金山さんも“高齢の手習い”に取り組んでいます。「小山」の草刈やニッコリ会・下関の世話人としてもいろいろ頑張っておられます。

◎みなさんへ 年会費と黒井不法投棄支援のカンパもどうぞよろしくお願いします